

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
28	心身障害者等に対する移送車両の供給に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

目黒区は、規則による外出困難な心身障害者等に対する移送車両の供給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

目黒区長

## 公表日

令和7年3月19日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	心身障害者等に対する移送車両の供給に関する事務
②事務の概要	規則による外出困難な心身障害者等に対する移送車両の供給に関する事務の実施に当たって、次の事務において特定個人情報を取り扱う。 1 移送車両の供給を受けるための申請に係る事実についての審査に関する事務 2 継続して移送車両の供給を受けるための事実についての審査に関する事務
③システムの名称	障害福祉システム、共通連携基盤システムの団体内統合宛名機能、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
心身障害者等に対する移送車両の供給に関する情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第2項 ・目黒区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表11の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 情報提供は行わない 【情報照会の根拠】 番号法第19条第9号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部障害者支援課
②所属長の役職名	障害者支援課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	健康福祉部 障害者支援課 支援サービス係 〒153-8573 東京都目黒区上目黒二丁目19番15号 電話番号(直通) 03-5722-9846

## 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 健康福祉部 障害者支援課 支援サービス係  
〒153-8573 東京都目黒区上目黒二丁目19番15号  
電話番号(直通) 03-5722-9846

## 9. 規則第9条第2項の適用

[ ]適用した

適用した理由

## II しきい値判断項目

### 1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点

### 2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点

### 3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
--	-----------------------------------

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ○ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ○ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ○ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 人手を介在させる作業		[      ]人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。 また、上記のほか、申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力の局面で、特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。		
9. 監査			
実施の有無	[ ○ ] 自己点検	[ ○ ] 内部監査	[ ○ ] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[      十分に行っている      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[      ]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</li> <li>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</li> <li>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</li> <li>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</li> <li>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</li> <li>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</li> <li>9) 従業者に対する教育・啓発</li> </ol>		
当該対策は十分か【再掲】	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	照会システムにアクセスが可能な職員は、静脈認証とパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、定期的に分析することで不正なアクセスがないことを確認している。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。		

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年9月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	障害福祉システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	障害福祉システム、共通連携基盤システムの団体内統合宛名機能、中間サーバー	事後	
令和5年9月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第2項 ・目黒区個人番号の利用に関する条例第3条及び別表第2項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第2項 ・目黒区個人番号の利用に関する条例(以下「条例」という。)第3条及び別表第11の項 ・条例施行規則第10条の3	事後	法令上の根拠再整理
令和5年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・情報提供は行わない 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第10号 ・同条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則第2条及び第3条 ・目黒区個人番号の利用に関する条例第3条及び別表第11項	【情報提供の根拠】 ・情報提供は行わない 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第9号 ・番号法第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関する規則第2条 ・条例第3条及び別表第11の項 ・条例施行規則第10条の3	事後	同上
令和5年9月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年1月1日時点	令和5年9月1日時点	事後	
令和5年9月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年1月1日時点	令和5年9月1日時点	事後	
令和7年1月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第2項 ・目黒区個人番号の利用に関する条例(以下「条例」という。)第3条及び別表第11の項 ・条例施行規則第10条の3	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第2項 ・目黒区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(以下「条例」という。)第3条及び別表第11の項 ・条例施行規則第10条の3	事後	
令和7年1月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年9月1日時点	令和7年1月1日時点	事後	
令和7年1月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年9月1日時点	令和7年1月1日時点	事後	

令和7年1月1日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	[ ]委託しない [ 十分である ]	[ <input type="radio"/> ]委託しない [ ]	事後	
令和7年1月1日	IV リスク対策 8 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	—	(項目新設)	事後	
令和7年1月1日	IV リスク対策 11 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策	—	(項目新設)	事後	
令和7年1月1日	IV リスク対策 11 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】	—	(項目新設)	事後	